令和5年度呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体 摘録

### 1 日時

令和6年2月2日(金) 10:00~11:30

## 2 場所

呉市役所2階 201·202会議室

### 3 出席者

23名

(1) 協議体委員(14名): 平林委員長, 新田副委員長, 渡辺委員, 古江委員, 川畑委員, 香川委員, 平川委員, 兼田委員, 花房委員, 宮下委員, 田中委 員, 越智委員, 多田委員, 原垣内委員

※各委員の所属は名簿参照

- (2) 呉市高齢者支援課(6名): 柏尾副部長,平西課長,矢村主幹,岩見課長補佐,北恵専門員,礒本副主任
- (3) 呉市社会福祉協議会(3名):渡川主任,藤岡主任,松坂主事

## 4 資料

資料 1 呉市生活支援等サービス体制整備事業の取組について

資料1-2 買い物支援の取組イメージ図

資料1-3 事前提出シートまとめ「買い物支援に係る取組」

|資料2| 呉市生活支援等サービス体制整備事業に係る体制の変更について

別紙1 第2層協議体第3層協議体活動地域

別紙 2 地域包括支援センターの機能強化

別紙3 包括的支援推進員(愛称)福祉のキューピット

参考資料 1 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体設置要綱

参考資料 2 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体設置名簿

|参考資料 3| 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体席図

ずっと元気でおってくれ第5号(2023.10)

### 5 内容

- (1) 委員長及び副委員長について
  - ア 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体設置要綱(以下,「要綱」という。)第5条に基づき, 呉市地域ケア推進会議の高杉議長より, 呉市社会福祉協議会(以下,「市社協」という。) 平林地域福祉課長が委員長に指名された旨, 平林委員長より報告がある。
  - イ 要綱第5条に基づき, 平林委員長が呉市社会福祉施設連絡協議会 新田会長を副 委員長に指名する。

(2) 呉市生活支援等サービス体制整備事業の取組について

資料1 資料1-2 資料1-3 別紙1

説明者:呉市社会福祉協議会 第1層生活支援コーディネーター 越智委員

## ア概要

- (ア) 互助による生活支援の仕組みづくりを進めるため、協議体(住民主体の話し合いの場)をつくり、生活支援コーディネーター(以下、「SC」という)が調整役を担っている。
- (イ) 呉市では全国的にも珍しい第3層協議体からのボトムアップで住民主体の取組 の活性化を図っている。協議体で話し合いを重ね、見守り合い活動や居場所づく りなど、さまざまな住民主体の活動が創出されている。
- (ウ) S C は、各地域で住民が買い物に関する不安ごとを抱えているという声を把握しており、呉市全体の共通課題であると認識している。この会議は、呉市全域の地域福祉を協議する役割があるとともに、必要に応じて地域ケア推進会議への上程や呉市行政へ政策提言をする機能を併せ持っている。そのため、本日の会議では、呉市における買い物支援の課題に向けた取組について、委員の皆さまと一緒に考えていきたい。

# イ 質疑応答(資料1~2ページについて)

- (ア) 田中委員:初めて広報紙「ずっと元気でおってくれ」を知った。いつから発行しているのか。
  - →今年度の新規取組として隔月(偶数月)に発行している。掲載地区の自治連・ 民児協をはじめ、呉市民児協会長連絡会議で配布・広報しているが、地域包 括支援センターへ周知できておらず申し訳ない。バックナンバーは、呉市社 会福祉協議会のホームページに掲載しているため、ご覧いただきたい。(越智 委員)
- (4) 渡辺委員:本事業の目的を再度共有したい。資料1及び参考資料1に,介護保険法という記載があるため,呉市行政が核となり,地域の多様な事業主体と連携し資源開発をしていかなければいけない。地域がやる,地域でやればいいという話ではないということを共通認識していただきたい。そのため,平林委員長には,地域でできること,専門職・専門機関が実施すべきこと,行政が実施すべきことを整理・分類しながら,この場の協議を進めていただきたい。この区別をしっかりと認識し組み立てていかないと,地域で思いがあってもできないということが起こり得るため,この場にいる全員で目線合わせしておくことが大切である。また,必要であれば,介護保険以外に行政独自で新たな高齢者支援のサービスの創出をしていくところまで考えて,整理していかなければいけない。
- (ウ) 原垣内委員:資料1の3に記載がある住民主体の課題解決能力が向上し、協議体を必要としない取組とは具体的にどのようなものを指すのか教えてほしい。
  - →協議体会議を重ねることで、住民自身が解決に向けて話し合っていくことの 必要性を感じるとともに、話し合う力を身に付けている。例えば、住民から SCへの声かけは、「どうしたらよいか(解決策を問う)」から「このように したいと思うが、どうか(同意を得る・自分たちの考えに賛同してほしい)」

- へ,そして「こうします(報告)」に変わっている。SCが同席する協議体会議(話し合いの場)という場を設けなくても、日々の中で住民同士が話し合いながら活動を展開している取組も多くでてきている。(越智委員)
- → 先駆的な取組は事例集などを作成することで他の地区の参考になると感じる。 住民からSCへ届けられた地域で起こっている問題等を行政とともに考える ことで、さらに地域の力が上がると思う。行政もしっかり関わるため、今後 ともよろしくお願いしたい。(原垣内委員)

## ウ 意見交換 (買い物支援の取組)

- (ア) 香川委員:5~6年前に宮原地区で買い物支援の取組(電話注文し,自宅へ配達)を検討し、調査を実施したが、あまりニーズがなかった。歩いていく人も多く、ご近所さんにお願いしている人も多いと感じる。しかし、取組案アは、バス停まで歩くことでサルコペニアやフレイル予防になり、誰かと話をすることで認知症予防にもつながるため良い取組だと感じる。
- (4) 平川委員: (取組案アに対し) 従来, 家事援助を請け負っているため, 参加者に同行し荷物の運搬は可能。また, I C乗車券の使い方やバス乗降時の介助なども対応できると考える。
- (ウ) 川畑委員:川原石地区も7年ほど前に買い物に関する取組を検討した。川原石 は平坦地と急傾斜地の生活環境が大きく異なったり、バスだけでなくタクシーも 通れなかったりするため、実現には至らなかった。また、バスの減便や乗り換え が必要など利用するには不便を感じている。
- (エ) 平林委員長:公共交通の確保(バス便数,路線など)について,行政担当課へ 意見提案することは可能か。
  - →現在,交通政策課が地域に出向いて地域の声を聞いており, 呉市全体の交通 に関する次期計画に反映する予定になっている。状況に応じて, 高齢者支援 課から交通政策課へ伝える。(平西課長)
- (オ) 宮下委員:買い物については、自分の目で見て選びたいという声は多く、歩いていくことはできても、買った物を持って歩くことができないため、ヘルパーに一緒に行ってもらうことができないかという相談も多い。しかし、介護保険の認定区分が要支援の場合、1時間程度しか利用できないため、実際は必要なものをヘルパーが購入し持参している。介護保険の申請までは必要ではない人、少しだけ虚弱になっている人のサポートが難しいと感じている
- (カ) 田中委員: 倉橋地区は広電バス(呉市中心部〜倉橋市民センター)と生活バス (倉橋市民センター〜倉橋地区内)が運行しているが,乗り換えが手間だという 声を聞く。もう少し利便性を考慮してもらいたい。
- (キ) 古江委員:取組案アは、とても良い取組だ。足腰は丈夫だからとバスを利用している人もいるが、乗り方が分からないという声も聞く。しかし、民生委員としてもどのように対応すればよいのかわからなかった。例えば、バスの乗り方などを伝え、一緒に乗ってみるという対応はできると思う。外に出ること、誰かと話すこと、行動すること、自分自身で考えることなどがとても大切だと実感している。民生委員として、できる範囲のことを一緒にしていきたい。

- (ク) 兼田委員:商工会議所は会員組織のため,直接的な取組の実施はできないが,取組の広報は検討可能だと考える。また,フードデリバリーを活用した仕組みについても協議してはどうか。
- (ケ) 花房委員: ヘルパー事業所には利用者からさまざまな要望が届くが、制度に基づいたサービスしか提供できない。例えば、ヘルパーが代わりに購入できるものは食材などの日用品だけであり、嗜好品や野菜の苗などは購入できない。また、帰省する家族のために普段使用していない部屋の掃除もできない。そのため、事業所によっては介護保険等サービスを利用している人に対し、実費負担で介護保険等サービスでは対応できないことを提供しているところもある。このような場合は、地域と一緒に何か取組ができるかもしれない。
- (ケ) 渡辺委員:いろいろなアイデア・意見が出てきたのはとてもいいことだと思う。 しかし、この会議の目的を果たすためには、例えば取組案アについては公共交通 の担当課である交通政策課も関わってくる話であり、運転免許証の返納後のサポートなども組み合わせて考えていかなければ、これまでのように各分野がそれぞれ取り組むだけでは、制度間にできている隙間は埋まらない。
- (2) 古江委員:90代でも,車体のあちこちをぶつけながら運転している人がいる。 理由を聞くと,買い物に行けなくなるから車(運転免許証)を手離すことができ ないと言われる。運転免許証を返納しなさいというけれど,行政も返納後のサポートをしっかり考えていただきたい。ほかの県・市町は施策としてサポートの仕 組みがある。呉市においても前向きに検討してほしい。

### エまとめ

委員から活発な意見が出た取組案ア「元気なうちから乗り慣れよう!バスでお買い物ツアー」について、SCが実施に向けた企画案などを作成し、次回以降の継続協議とする。

(3) 呉市生活支援等サービス体制整備事業に係る体制の変更について

資料2 別紙2 別紙3

説明者: 呉市高齢者支援課 礒本副主任

#### ア概要

- (ア) 令和6年度から第2層SCを10名に増員し、うち8名は各地域包括支援センター(以下「高齢者相談室」という)に配属する。
- (イ) 高齢者相談室に配属する8名は包括支援相談員(愛称:福祉のキューピット) として,第2層SC,認知症地域支援推進員,在宅医療・介護連携推進員の3つ の役割を兼務する。

# イ 質疑応答

(ア) 渡辺委員:第1層及び第2層SCの動きは、直接、現場で見なければ伝わらない。またこれまで専任で行っていたものを兼務で行うことに対してうまく事業推進できるか疑問である。生活支援サービスの創出には信頼関係が必要である。市社協のSCは事業外で地域との関係性をつくり、住民からの信頼を獲得してきた。その土壌があってこそ生活支援サービスが創出できるのである。どのような分析

をし、生活支援サービスの創出ができていないと判断したのか教えていただきたい。なぜ個別ニーズの解決に必要な生活支援サービスの創出ができていないのか、また、結びつける仕組みができていないのかなど、丁寧な分析をしたうえで対策を立てなければ、3つの役割を兼務する福祉のキューピットも不安を感じるのではないか。

→渡辺委員より以前からSCの委託人数を増やしてはどうかなど意見をいただいており、これまで検討を重ねてきた。市社協とも話し合いをした結果、本日説明した体制とすることでまとまっている。市社協は地域組織との強いつながりがあるため、これまでサービス創出や協議体活動を積み重ねてきている。しかし、高齢者相談室をはじめとする関係機関との連携は難しい状況だった。また、SCの人員確保が令和5年度から困難になっており、市社協だけでの事業運営は現実的に困難な状況にある。そのため、各高齢者相談室の運営法人に人数確保をお願いしている。高齢者相談室に配置する福祉のキューピットは初めての制度であるため、令和6年度からは市社協の3人のSCに協力していただきながら関係機関と連携し、多くの地域に関わっていきたいと考えている。また、高齢者支援課に席を置いているチームオレンジコーディネーター、在宅医療・介護連携推進コーディネーターと一緒に考えながら事業を進めていきたいと考えているので、委員の皆様のご理解とご協力をいただければと思う。(矢村主幹)